

## 第18回熊本県本人確認情報保護審議会 議事録

- 1 日時 令和元年12月26日(木) 午前10時から午前11時45分まで
- 2 場所 熊本県庁 行政棟本館5階 審議会室
- 3 出席者 <審議会委員>  
中嶋会長 小島委員 谷口委員 徳村委員  
原島委員 山口委員  
<事務局>  
清田市町村課長 中村主幹 合志主幹 上田主任主事  
波多野主事 城戸主事 原主事 清水主事

### 4 議題等

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの概要について

(2) 報告事項

① 本人確認情報保護対策について

ア) 県の本人確認情報保護の取組み

イ) 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援

② 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)について

③ 報告事項に係る意見交換

(3) 議題

本人確認情報を利用及び提供する事務の追加について

### 5 主な審議内容

(事務局) 第18回熊本県本人確認情報保護審議会を開催する。

委員総数7名中6名が出席。出席者が過半数に達していることから、熊本県住民基本台帳法施行条例第11条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告する。

(事務局) 本日は、任期満了に伴う委員の改選後、初めての会議である。始めに、会長の選出をお願いします。

当審議会の会長は、熊本県住民基本台帳法施行条例第10条第2項の規定により、「委員の互選により定める」とされている。

会長の選出について、推薦等はないか。

(各委員から推薦等がなかったことから、事務局から中嶋委員を会長に提案。各委員から賛同の意見があった。)

(事務局) 皆様に賛同いただいたので、中嶋委員に会長をお願いします。

(中嶋会長) よろしくをお願いします。引き続き、会長職務代理者を選出する。

会長職務代理者は、熊本県住民基本台帳法施行条例第10条第4項の規定により、会長が指名するとされており、原島委員をお願いします。

## (1) 住基ネットの概要について

(中嶋会長) 本日の会議では、住民基本台帳ネットワークシステムにより、県が本人確認情報を利用及び提供する事務の追加の審議やシステム利用状況等の報告が予定されている。

まず、住民基本台帳ネットワークシステムの概要について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

## (2) 報告事項

### ① 本人確認情報保護対策について

ア) 県の本人確認情報保護の取組み

イ) 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援

### ② 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について

(中嶋会長) 報告事項について、事務局からまとめて報告いただいた後、御意見等をお願いします。

(事務局説明)

### ③ 報告事項に係る意見交換

(中嶋会長) それでは、事務局から説明があった報告事項について、まず、私からお尋ねする。

市町村の自己点検の実施体制はどうなっているのか。点検を行うのは住基ネットを管理している部署が行うのか。それとも監査等の専門部署が行うのか。

次に、特定個人情報保護評価書を当審議会に報告する趣旨は何か。

(事務局) 市町村の自己点検については、監査等の専門部署ではなく、住基ネットを所管する部署が点検を行っている。

特定個人情報保護評価書については、熊本県個人情報保護審議会で審議することとされている。住基ネットに関する事項であることから、当審議会にも報告が必要と判断し、審議事項ではなく、報告事項という形をとっている。

(小島委員) 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）13ページの「⑥移転方法」に「フラッシュメモリ」と記載されている。フラッシュメモリは、容易に複製可能といったデメリットがあるが、フラッシュメモリを使用する理由は何か。

(事務局) フラッシュメモリは、一斉検索を行う場合に使用している。一斉検索は不正利用のおそれもあることから所属からの申請に基づき、市町村課で可否を判断した上で、指定したフラッシュメモリで情報提供を行うこととしている。

(小島委員) 暗号化等の対策は行っているのか。

(事務局) 情報保護の対策は行っている。

(原島委員) 市町村に対して、市町村課長が監査及び助言等を行っているとのことだが、法令上は、知事が行うこととされている。  
規程上、課長専決としているという理解でよいか。

(事務局) 県庁処務規程で、課長専決事項と規定している。

(原島委員) 自衛隊の隊員募集に当たり、市町村が防衛省に対し、住基台帳を基に作成した名簿を提供しているとの報道があった。  
また、市町村課は、各市町村に対し、名簿提供は適法であると通知したと聞いている。市町村が脱法的に情報提供を行ったとみる余地もあると思うが、県の見解はどうか。

(事務局) 市町村課としては、名簿提供は法的に許容される範囲であると理解している。  
なお、提供の可否については、各市町村の個人情報保護条例等に基づき、判断いただく必要がある。

(原島委員) 本件について、総務省とやり取りはあったのか。

(事務局) 総務省とのやり取りはなかったと記憶している。

(原島委員) 自治事務であり、名簿の提供を行うかどうかは市町村で判断すべきものであるが県から通知があれば、市町村は通知に沿った判断を行うと考えられる。  
このような事案は、当審議会で審議する必要があると考えられるため、問題提起として発言させていただいた。  
今後は、地方自治法の観点から、適法かどうかをしっかりと判断し、市町村に助言等を行っていただきたい。

(谷口委員) 県庁内で内部運用監査が毎年行われているが、対象所属はどのように選定しているのか。

(事務局) 新規に運用を開始した所属のほか、過去2年間の監査の実施状況等を勘案し、対象所属を決定している。

(徳村委員) 個人情報保護評価書は専門的な内容であり、パブリックコメントでは、どのような意見を県民に求めるのか。

(事務局) 専門的な内容が含まれており、県民にとってわかりづらい部分もあるかと思われる。決められた様式であり、様式の変更はできないが、できる限りわかりやすい表現を用いるなど工夫していきたい。

(徳村委員) 県民からの質問に対して、回答はホームページ等に掲載するのか。

(事務局) いただいた御意見、御質問への回答は、ホームページ等で公表する。

(小島委員) セキュリティポリシーは全市町村で策定しているとのことであるが、適宜、見直しはされているのか。

(事務局) 策定から数年経過しており、見直しについて助言を行っている団体もある。また、総務省から、見直しに関する通知も発出されている。

(小島委員) 攻撃方法、攻撃対象も年々変化していることから、見直しについて議論していただきたい。

### (3) 議 題

#### 本人確認情報を利用及び提供する事務の追加について（諮問事項）

(中嶋会長) 知事から本審議会への諮問事項がある。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 県が本人確認情報を利用及び提供する事務を熊本県住民基本台帳法施行条例又は規則に追加することについて、当審議会に諮問するもの。

審議会は、住民基本台帳法第30条の40第2項の規定により知事の諮問に応じ、本人確認情報の保護に関する事項について調査、審議するものとされている。

住民の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、同法第30条の15第1項第2号の規定により、条例に定める本人確認情報を利用することができる  
とされているほか、第30条の13第1項の規定により、条例に定める本人確認情報を市町村へ提供できるとされている。

今回追加する事務は、「熊本県医療事業（水俣病総合対策事業）における手帳等に関する事務」であり、当該事務の追加について諮問するもの。

(事務局及び水俣病保健課から諮問事項の説明)

(中嶋会長) 事務局から説明があった諮問事項について、まず、私からお尋ねする。諮問事項の選定基準はあるのか。

(事務局) 利用希望のあった事務を全て追加するものではなく、事務の効率化、住民の利便性向上等を勘案して、個別に選定している。

なお、市町村から利用希望があった事務については、他市町村における利用希望の有無や公用請求件数等を確認し、選定している。

- (中嶋会長) 今回の事務は、公用請求件数1件に対して利用見込数3千件となっている。  
公用請求件数を踏まえて選定するのであれば、今回の追加事務はどう考えればよいか。また、公用請求件数の利用見込みはどのように算定されているのか。
- (水俣病保健課) 手帳を所持している方は高齢化しており、郵送した書類が返送された際、生存しているかの疑義が生じる場合があるが、障がい者手帳のように市町村で手続きを行っていないため、生存の情報は入ってこない。  
また、手帳を所持しているが、家族にも秘密にしている方もいるため生存調査が行いにくい状況にある。  
なお、見込数の3千件については、手帳所持者全体約40千名のうち、女性の平均寿命の87歳以上の県内手帳所持者が約3千名いるため、当該見込数としている。
- (中嶋会長) 公用請求のハードルは高いのか。
- (水俣病保健課) 障がい者手帳のように職権での取消手続きが整理されているものではないため、振込みができず、連絡も取れないなど、生存が疑われる場合しか公用請求を行っていない。今後、手帳所持者の生存の確認等が見込まれるため、利用事務の追加を希望したもの。
- (中嶋会長) 住民の利便性向上の観点からメリットはあるのか。
- (水俣病保健課) 未払金がある場合に支払いができるといったメリットがある。
- (谷口委員) 今回、利用事務に追加して対象者の生存確認をするとの認識でよいか。
- (水俣病保健課) そのとおり。
- (山口委員) 現在の生存確認及び居住確認等は住民からの住民票提出で確認しているのか。若しくは、電話等の口頭で確認しているのか。
- (水俣病保健課) 遺族からの死亡連絡後、所定の様式で申請してもらうこととしている。相続であれば戸籍を提出してもらい確認している。
- (原島委員) 新潟市及び鹿児島県はどのように事務処理をしているのか。
- (水俣病保健課) 本県と同じように医療事業を行っているが、本県ほど対象者が多くないこともあり、認識はそれほど高くない。
- (原島委員) 先行事例となるのか。

(水俣病保健課) そのとおり。

(原島委員) 不正利用防止とのことだが、病院に受診する際は、国保の保険証と一緒に提示するため、不正利用は難しいのではないか。不正利用の事例はあるか。

(水俣病保健課) 不正利用の報告はない。リスク防止のために行う。

(中嶋会長) 他にないか。特になければ、本審議会としては、諮問のとおりで差し支えないということで、答申してよろしいか。

(各委員から異議なし)

(中嶋会長) 当審議会としては、諮問のとおり差し支えないものとする。

(事務局) ただ今、答申をいただいたので、熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則について、令和2年4月の施行に向け、遺漏のないよう準備を進めることとする。

(中嶋会長) 本日の審議会はこれで終了する。

(以上)